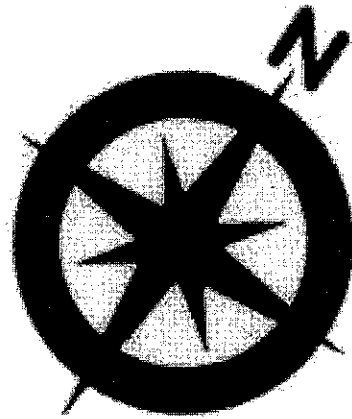


職務検討委員会答申



北海道公立小中学校事務職員協議会

◆◆◆ も く じ ◆◆◆

○諮問事項および審議日程 2P

○答 申（本編） 3P～17P

はじめに

- 1 2010（平成 22）年職務検討委員会答申について
- 2 2012（平成 24）年職務検討委員会中間報告について
- 3「本部所管分科会運営委員会」の所管分科会の総括と今後の展望について

第 1 章 北海道公立小中学校事務職員協議会の職務確立の歩み

- 第 1 節 職務確立から生まれた「領域」
- 第 2 節 なぜ今も「領域」なのか、提起後の学校事務をとりまく情勢から考える

第 2 章 学校事務職員の職務の認知や定着を求めた、「学校づくり」における協力協働の在り方や役割について

- 第 1 節 分掌業務について、改めて整理しよう
- 第 2 節 「領域」について、改めて整理しよう
- 第 3 節 「学校づくり」における協力協働の在り方や学校事務職員の役割について

第 3 章 北海道における学校事務の今日的課題

- 第 1 節 「領域」実践と学校組織マネジメント、新たなミッションとの関連性を考える
- 第 2 節 コミュニティ・スクール(学校運営協議会)と「領域」実践との関連性を考える

おわりに

○答 申（資料編） 1P～36P

2014(平成 26)年 6 月 27 日

北海道公立小中学校事務職員協議会
会 長 常 陸 敏 男 様

北海道公立小中学校事務職員協議会
職務検討委員長 枝村 克昭

2012(平成 24)年 12 月 13 日付で諮問のあった事項について、別紙のとおり答申いたします。

1. 諮問事項

先の 2008・2009 年度職務検討委員会答申の中で、学校事務職員の課題として、「問う」として教育に軸足を置く職であることの認識、「繋ぐ」として領域実践の積み重ねと継承の不足の解消および保護者・地域・行政との関係性の構築、「創る」として「学校づくり」のための学校事務職員として必要な企画・調整力の発揮、以上の 3 つが提起されました。しかも、これら「問う」・「繋ぐ」・「創る」を基に、ここ 3 年の内に、学校事務職員が教育職員であることを明確にする制度の確立を視野に入れた議論と、学校教育に必要な職員であることを示す領域実践を本務として認知・定着化させることを求めて答申を結んでいます。

よって、この答申をさらに具体化させるためにも、「学校づくり」を推進する学校事務職員と同僚との協力協働の関係性や可能性を領域実践から整理し、学校における学校事務職員という職が果たす役割を、若い世代の学校事務職員や学校における同僚にも理解できるように明確化する必要があります。

以上の経過等を踏まえ、次の事項について諮問します。

《諮問事項》

学校事務職員の職務の認知や定着化を求めた、「学校づくり」における協力協働の在り方や役割について

2. 審議日程等

2012(平成 24)年 12 月 13 日の第 1 回職務検討委員会で諮問を受けた後、2014(平成 26)年 6 月 27 日に至るまで 8 回の委員会審議を重ねてきました。

職務検討委員会	委員長	枝村	克昭	(鹿追町立鹿追中学校)
	委員	紙谷	里恵	(東川町立東川第二小学校)
	委員	緑	敬一	(洞爺湖町立とうや小学校)
	本部	久保	康弘	(南幌町立南幌小学校)

答 申

学校事務職員の職務の認知や定着化を求めた、「学校づくり」における協力協働の在り方や役割について

はじめに

1 2010(平成 22)年職務検討委員会答申について

2010(平成 22)年に職務検討委員会より答申された、「今後の学校事務の在り方ならびに学校事務職員制度についての展望」は、答申された背景に学校間連携という「領域」の集団的な展開や、それを職務として取り組む組織的な実践形態としての学校間連携会議が、北海道の学校事務の新たな発展に繋がることへの期待がありました。その中で「領域」とは、「公教育を問い返し、子ども主体の学校事務であることを念頭に置き、学校づくりに積極的に関わる」活動と定義し、「問う」・「繋ぐ」・「創る」のキーワードを基に、学校事務職員が教育職員であることを明確にする制度の確立を視野に入れた議論を進めることと、学校教育に必要な職員であることを示す「領域」実践を本務として公に認知・定着化させることを求めて答申しました。

この答申を受けて、北海道公立小中学校学校事務職員協議会は、「本部所管分科会運営委員会」による「領域の普遍化」を根底にすえた学校事務の在り方の再確認と探求、「研究体制推進委員会」による若い世代・経験の少ない人を対象にした学校事務の交流といったように、本部特別委員会がそれぞれに目的と役割を持って分科会の企画・運営を担ってきました。また、各支部における新採用者研修体制の構築を促すことも視野に入れて、本部組織担当による若い世代を対象にした「冬季セミナー」も実施してきました。

2 2012(平成 24)年職務検討委員会中間報告について

2012(平成 24)年に職務検討委員会は、『学校事務職員の職務の認知や定着化を求めた「学校づくり」における協力協働の在り方や役割について(答申に向けての中間報告)』を同年 10 月に開催された全道研修担当者会議で報告しました。

中間報告は、「領域」の重要性を根底に据えながら、学校組織における校務分掌上の五項目的な実務における、学校事務職員の役割を探ることを中心とした内容を報告しました。このことは、全道研修担当者会議や各種研究大会の中でも取り上げられる「領域」一辺倒では捉えきれない学校事務の状況を考慮し、特に学校組織に規定されている分掌業務と事務職員との関わりについて整理しておく必要性を認識した結果でした。

分掌業務事務のなかでも処理業務については、事務の簡素化・効率化がかなり進んできたことにより、求められる内容としては、質・量ともに常に変化にさらされる事務と言えます。したがって、処理の速さや正確さに力点を置くのではなく、学校現場に流れ込んでくる法例、様々な要請や調査、教育課程といった教育に関係する多種多様の情報を読み解く力、保管や伝達のための情報加工技術、あるいは組織的活用に向けた調整力・企画力の発揮が、学校事務職員に求められていることを指摘しつつ、本来「領域」としての学校事務とは対極にある事務ですが、学校事務職員の役割にかかる学校組織上整理すべき課題のひとつである内容として報告されました。

3 「本部所管分科会運営委員会」の所管分科会の総括と今後の展望について

2010(平成 22)年答申後の「本部所管分科会運営委員会」は、「問う」・「創る」・「繋ぐ」のキーワードを基に、「領域の普遍化に向けて」をテーマとした「領域のあり方・今後の方向性」を模索する分科会を運営してきました。

【1年次】 「問う」～各支部の研修内容の把握と実態交流

2011(平成 23)年第 61 回全道事務研渡島大会では、各支部の研修内容・研修活動や、支部内の「領域」に対する意識などの調査実施から「問う」ことをすすめました。その結果各支部によって「領域」の捉え方が多種多様であり、捉え方の違いが研修活動にも大きく反映されていることがわかりました。これまで、全道協議会では各支部の研修体制や研修内容を尊重する形で進めてきました。しかし、学校統廃合が進むなか、会員数の減少や世代交代、研修体制の継続性を意識した場合、さらに各支部が共有・共感できる課題整理を進め、検証することが重要になってくるとまとめられました。

【2年次】 「創る・繋ぐ」～実践の定着にむけた課題設定

2012(平成 24)年第 62 回全道事務研空知大会では、実践の定着にむけた課題設定を中心に据え分科会を運営しました。特に北海道の学校事務と他都府県の学校事務を比較しながら「創る」・「繋ぐ」ことを課題としてすすめました。北海道の学校事務が「領域」だけで進めていけるのか危惧しているとの声や他府県の学校事務から学べる点は学び、北海道の学校事務を創り上げるべきとの意見もだされました。

【3年次】 「創る・繋ぐ」～領域の継承と今日的課題

2013(平成 25)年第 63 回全道事務研石狩大会では、領域の継承と今日的課題を中心に据え分科会を運営しました。「領域」をわかりやすく伝える案として「領域マインド・領域スキル」の考え方を基本に、「領域で北海道の学校事務を1つに束ねること」を試みましたが課題を残すことになりました。

今後へ向けた展望として、①「領域」は研究するものではなく、実践するものだと共通認識することが重要である。②日常の具体的実践の還流と検証が重要な取り組みとなる。③全国情勢については冷静に受け止め、今後も「財政財務・教育情報」活動を進めていくことが重要である。この3点が「創り」・「繋ぐ」活動へ直結すると考えます。そして、北海道の学校事務が「教育としての学校事務」へと「創られ」「繋がっていく」ことが期待されます。

第1章 北海道公立小中学校学校事務職員協議会の職務確立の歩み

北海道の学校事務職員は、今急速な世代交代期を迎えています。私たちはこれまで学校事務職員の本務として「領域」実践を進めてきました。その結果、学校には学校事務職員が必要であるという認識が定着し、児童生徒・教職員・保護者・地域の信頼を得てきました。しかし、多くの実践から成果を上げる一方で、「領域」実践が理解しにくい、属人的だという声もあり、会員によっては「領域」への関わりに温度差があったことも事実です。しかし、私たちをとりまく情勢を考えたとき、北海道の学校事務職員は「領域」実践を全員で、今以上に丁寧に実践していかなければ乗り越えられない危機を迎えているのではないのでしょうか。

以上のことを踏まえ、経験年数の少ない学校事務職員や学校で一緒に仕事をしていく同僚に、「領域」実践というものをいかに明確化し理解してもらえるものにしていくか、そして学校事

務職員が「領域」実践を進める上で根幹としてきた「学校づくり」における協力協働の在り方や役割についてどうあるべきかを、改めて整理し答申したいと思います。

そのためには、北海道公立小中学校事務職員協議会(以下、全道協議会)における職務確立の歩みを今一度、再確認する必要があります。

第1節 職務確立から生まれた「領域」

どんな仕事でも、進歩し続けることは大事なことです。学校事務職員も、「子どもの生活の場」として位置づけた「学校」で仕事をしながら、子どもたちに学び、他の教職員や保護者・地域の人たちとかかわりながら、子どもとともに成長していきます。そのために、与えられた役目だけではなく、仕事＝職務内容を自分たちで考えて、実践してきたのが北海道の学校事務職員なのです。

1 領域が生まれた背景

「領域」実践が求められた背景を改めて考えるためには、どうしても理解しておかなければならないことがあります。学校事務職員が採用された当時の学校運営組織は、内外事項論という考え方が主流でした。それは、学校運営組織を「教育(内的事項)＝教授活動＝教師の権限」、「教育条件整備等の活動(外的事項)」と位置づけ、学校事務職員は外的事項を担う職員として行政事務を処理するという考え方でした。極端に言うと、外的事項に位置づけられていた学校事務職員は教育に口を出すなという考え方でした。

また、学校事務職員の仕事の内容が不明確のまま校務分掌上に位置づけられたり、学校独自の判断で職務が決定されていました。さらに、同僚である教員との賃金格差も大きく、「身分の確立」、「待遇改善」、「職務内容の明確化」が大きな課題でした。

全道協議会は、こうした時代背景のなかで上記の課題を解決するため、学校事務総量白書(1969年最終答申)の作成から当面一人の職務内容を五項目とする定着運動を進めてきましたが、当時としては分掌の一翼を担い定着させるという成果を上げると同時に、「教育に必要な事務職員」という観点からは矛盾を抱えることになりました。また、この時期は「国立及び公立の義務教育諸学校における教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)」や「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(人確法)」が成立され、課題の解決が混迷する事態となってきました。

2 持田理論の持つ意味

これらの抱える課題を打破する契機となったのは、第25回全道事務研究大会千歳大会での東京大学教授・持田榮一氏の特別講演「教育としての学校事務を問いかえす」でした。持田氏は、『①「教育としての学校事務」をめざすことが重要であり、「学校事務は行政」の枠に収まるべきではない。②「教育としての学校事務」を考えるためには「教育というものの捉え方の問いなおし」をしなければいけない。捉え方の問いなおしをすることによってはじめて「教育としての学校事務」が確立される。③学校事務を何かといえば、学校における教育の運営を通していろいろな人たち(子ども、保護者、教職員、地域等)との連帯を切り結んでいく、そういう組織活動の要である』等の重要な示唆を私たちに与えてくれました。

3 領域の提起

この講演を契機として、1978(昭和53)年第28回全道事務研究大会土別大会で、「領域」に関する分科会が設置され全道的な論議が始まりました。

その中で、十勝支部より「文部省(現文部科学省)から出された教育課程基準改善案では、①教育課程、②教材教具、③学習指導の研究と評価、④教職員組織、⑤施設設備の整備の五領域が、一つの円内で相互に係わり合って学校が運営されていると示されているが、学校事務職員は、五領域に間接的に係わっている補助的活動の総体と位置づけられており、こうした考えを打破するためには、事務職員固有の領域が加わって互いに機能しあうとき、初めて学校が円滑に運営される」とし、学校教育推進のための領域は、①教育課程、②教職員組織、③研究・評価、④学校財政財務・教育情報であると考え、主体的に学校事務職員が担う活動領域を「学校財政財務」と「学校事務機能」の領域であると提起しました。

全道協議会は、分科会の論議を踏まえ1984(昭和59)年に報告した「領域としての学校事務～実践化への手立て」の職場実践指針の中で、①学校は教職員の協力・協働による事業であること、②その教職員には、それぞれ主体となる固有の活動領域分野があること、③学校教育法第28条(現37条)に位置づく学校事務職員が主体となって行う活動領域が、学校に必然的に存在すること、④教育はそれぞれの教職員の活動が緊密に機能しあいながら推進されることにより、成り立つものであることの4つの観点から、学校事務を学校教育推進の重要な分野としてとらえ「学校財政財務」「教育情報」を学校事務職員が積極的に担う活動領域としました。その後、職務としての実践が始まり、各支部で「領域」実践を重ねながら今日に至っています。

改めて「領域」を整理すると、学校は「子どもたちの生活の場」であり子どもの教育権を保障していくことや、学校の職員として教育を創り上げていくという発想に基づく協力・協働の形態をとった「学校づくり」を目指す仕事と位置づけ、その中で事務職員が能動的に果たす役割を次の2つの「領域」に整理しました。

□ 学校財政財務活動

学校教育に必要な予算を調査し、学校における財務執行を企画し、行政に対する要求活動を含めた子どもの学習に必要なすべての経済的活動。

⇒「自律的民主的な学校財政の運営」「学校財政のサイクル化」「組織的な予算要求活動」「保護者負担軽減の取り組み」など

□ 教育情報活動

学校教育や、教職員をとりまく情勢や制度的な変化などの情報を収集し、内容を把握し伝達、活用を考えていく活動。

⇒「事務だよりによるコミュニケーションと学校事務の位置づけを明確にする活動」「学校づくりに向けた教職員の活動をより有機的に結合し発展させる活動」「情報の共有と活用のための諸活動」

4 「領域」と「学校づくり」の関係性

「領域」実践を進めるためには「学校づくり」が重要な要素となってきます。これまで私たちは「学校づくり」を「①教育の仕事の組織化、②学校運営組織、③『校務』の捉え方から整理し、学校ではそれぞれの教職員が担う領域があり、教職員の責任において主体的に行われている。その中で相互の考え方や要求を自由に出し、話し合い、また、学校運営や全教職員が協力・協働できる学校の運営や組織化が求められる。そのためにはそれぞれの職種の職員が中心

となって推進する『領域』を明らかにし、『校務』とを区分した上で、すべての職種職員が平等な関係で『協働』しながら集団としての機能を発揮できる学校運営組織が必要である」と整理し、これに基づいた各教職員の活動が「学校づくり」であると考えてきました。

つまり、「学校財政財務」と「教育情報」も「学校づくり」を意識しながら実践することが重要と考えてきました。

第2節 なぜ今も「領域」なのか、提起後の学校事務をとりまく情勢から考える

「領域」の提起後、私たちにとって大きな出来事が二つありました。一つは義務教育費国庫負担制度から学校事務職員の給与負担を適用除外する方針が当時の大蔵省から示されたことでした。学校事務職員の給与負担を適用除外すると、財政が厳しい自治体では配置基準の引き上げがなされる可能性があり、学校事務職員が学校に必要な職員なのかどうか問われかねない問題でした。

もう一つは、中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」の内容でした。この中で、初めて学校事務職員の職務内容に関する今後の方針が示されました。「学校事務の共同実施」や「新たなミッション加配」等、現在の学校事務をとりまく情勢のすべての始まりはこの答申でした。

1 義務教育費国庫負担法

義務教育費国庫負担制度は、憲法で定められている教育の機会均等と義務教育費無償の原則の具現化のために設けられました。1953(昭和28)年には、新法が施行され学校事務職員の給与も負担対象になりました。

しかし、国の財政が厳しいことから義務教育費国庫負担の「見直し」が指摘され、大蔵省(当時、現財務省)は、1984(昭和59)年には「教壇に立たない職員の給与まで国庫負担する必要がない」ということを理由に「学校事務職員・栄養職員を除外する」方針を打ち出しました。以後、学校事務職員・栄養職員の適用除外は阻止してきましたが、1985(昭和60)年度予算では旅費・教材費、1990(平成2)年度には恩給費、1992(平成4)年度から翌年度にかけて共済追加費用等が一般財源化されました。2006(平成18)年度予算からは負担割合が、1/2から1/3へと縮減されています。

2004(平成16)年5月22日には、札幌市において「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める北海道大会(主催、全道協議会・北教組・北海道PTA・市町村教育委員会・校長会・教頭会など33団体)」が開催され、全道協議会は事務局局的立場で大会の成功に尽力しました。

2004(平成16)年度からは、総額裁量制が導入されました。この内容は義務教育費国庫負担金の総額の範囲内で、給与額や教職員配置に関する地方の裁量を大幅に拡大させる仕組みとなっています。つまり、給与水準の引き下げにより生じた財源で教職員数を増やすことが可能になりました。

その後、鳥取県では2005(平成17)年に「学校事務職員の給与を3級止まり」とする提案がなされましたが、鳥取県の学校事務職員の総力で撤回させることができました。この内容は全国の学校事務職員にとって衝撃的でした。

全国的には共同実施が進むにつれ非正規事務職員が増える傾向があります。東京都では2012(平成24)年に「小中学校事務共同実施について」の行政説明で「正規職員を減らし、人件費の余剰分で非常勤職員を雇用し、拠点校以外には非常勤職員を当てる」と提案しています。この内容は、総額裁量制と関連している事例といえます。現段階で北海道の学校事務職員への大きな影響はありませんが、今後の情勢には注視することが重要です。

この間、全道協議会では一貫して義務教育費国庫負担制度の堅持を主張し、活動を進めてきました。それは学校事務職員の給与が国庫負担から除外されると、北海道のように財政状況が厳しい自治体では、道費負担職員になった場合、合理化のために配置基準の見直しが行われる可能性もあるからです。このことはこれまで学校事務職員の職務の重要性を訴え、全校配置を目指した運動を進めてきた全道協議会の活動に大きな影響を及ぼすことは明らかです。

一方、2017(平成 29)年度から、札幌市の学校事務職員の給与は、政令市負担となることが予定されています。このことで北海道の学校事務職員に影響があるのかどうか注視する必要があります。

2 中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」以降の学校事務職員を取り巻く情勢

1998(平成 10)年 9 月、中央教育審議会より「今後の地方教育行政の在り方について」が答申されました(以下、98 答申)。98 答申の中で「学校の事務の効率化・業務の効率化」の視点から、具体的改善策として「学校の事務・業務の共同実施」のなかで『学校の規模や実態に応じて、学校事務を効率的に執行する観点から、特定の学校に複数の事務職員を集中的に配置して複数校を兼務させることや学校の事務を共同実施するセンター的組織を設置すること等により、学校事務・業務の共同実施を推進するための方策を検討すること』が提言されました。

2000(平成 12)年、第 7 次定数加配計画では、学校事務職員の定数について「共同実施」を前提とした「きめ細やかな学習指導や教育の情報化の支援等のため事務部門の強化対応を行う学校への加配」が提示されました。全国的にはこれを契機として「共同実施」が進められていきました。「共同実施」では主に「職指定」や「職務職階制の導入」をめざし事務長を置くことによって待遇改善を企図し、給与の諸手当の集中処理を行い、事務長に手当の認定権を委譲するよう求めようとしてきました。

北海道でも同様の加配はありましたが、全道協議会は「領域」の深化・発展させるための「学校間連携」に取り組む組織として「共同実施」に対峙する方向性を確認しました。

しかし、2011(平成 23)年には、事務職員の加配は「新たなミッションを担う事務職員の配置」にシフト変更し、教員の事務負担軽減を目指す内容になりました～資料 2 参照～。また、2012(平成 24)年 4 月、教職員の事務負担の大幅な軽減を目指した「北海道公立学校校務支援システム」が導入され道立高校と一部の小・中学校で運用が始まっています。

これまで全道協議会は学校事務職員の職務内容を自ら研究し実践してきました。98 答申以降、行政が学校事務職員の職務内容を教員の負担を軽減するための内容で、明示する可能性が極めて現実的になってきました。

3 なぜ、今後も「領域」実践に取り組むのか、学校事務職員がすべきことは何か

以上のように、現在の状況を考えたとき私たちは、これまで全道協議会が進めてきた職務内容を確立するための取り組みが「教員の負担軽減のために学校事務をする」学校事務職員にされる可能性がでてきたことを認識する必要があります。

「領域」の実践が提起され 35 年程の時が流れましたが未だに実践が続き、そして論議がなされているのは「領域」の根本にあるのが「捉えなおし」だからです。その時代背景にある社会や教育の課題を常に捉えなおし、学校事務職員の本務である「領域」実践に反映することが基本ですから、今後も北海道の学校事務は「領域」実践を基に進んでいかなければなりません。

それでは、今、子どもたちが置かれている現状を学校事務職員の立場として、捉えなおしてみよう。日本がバブル経済崩壊後、新自由主義経済中心の施策を推進し始めてから「義務

教育に格差」が目立ちはじめました。多くの民間企業は、日本型雇用形態を崩し非正規雇用を増やしていきました。その結果、国民は所得が減少し、いわゆる「総中流社会」が崩壊し「格差と貧困」が固定化し拡大しています。この影響は子どもたちにも及び「経済格差」が「教育格差」を生むことになってしまっています。2012(平成 24)年度の北海道の就学援助率は、23.6%となり過去最高水準となっています(全国平均 15.6%。北海道は大阪・山口・高知に続き第 4 位の水準になっています)。同様に地方財政も悪化し、各市町村の教育費も減少傾向にあります。

また、今の学校は「ゆとり教育」から転換し、「学力向上」の施策に巻き込まれてしまっています。小中学校には授業時間数の増加や土曜日授業の実施や習熟度別授業の導入も計画され、子どもたちにとってもゆとりがない学校生活になってきています。つまり、現常では私たちが考えていた「子どもたちの生活の場」としての学校とはかけ離れたものになっています。私たちは、こうした現状を認識し ①「義務教育無償の原則」を改めて意識した財政財務活動、②こどもの権利条約の理念を意識した「領域」実践、③「子どもの生活の場」を意識した「領域」実践と学校づくりを意識した「領域」実践を進めていくことが重要です。

第2章 学校事務職員の職務の認知や定着化を求めた、「学校づくり」における協力協働の在り方や役割について

「領域」実践が提起された頃と比較し、教職員が多忙となり、仕事的手段であるパソコンと向き合う時間が増加していることにより、教職員間のコミュニケーションが希薄になってきているといえます。よって昔と比較すると、職員室はだんだん静かになって来ているのではないかと思います。私達、学校事務職員は分掌業務の多忙化に加え、「領域」実践は教職員とのかかわりの中で仕事を進めていくことが多いため、コミュニケーションの希薄化は私達の職務の推進に大きな影を落としています。

この章では、このような状況を踏まえ、標題の観点から学校事務職員の「職務の認知」や「協力協働の在り方」を改めて整理します。

第1節 分掌業務について、改めて整理しよう

学校事務職員が現在学校で行っている仕事が未整理のまま混在している状況から、これらを基本的に問いなおし、再編成するためとして3つの観点が示されています。

- ① 主体的に学校内で行わなければならない業務と原則的に排除すべき事務との区分。
- ② 学校内の個々の教育労働者の活動領域に属する事務との区分。
- ③ 個人に属する事務との区別

上記の表は、1989(平成元)年に刊行された「90年代の学校事務」で示されたものです。提示されてから全道協議会では見直しがされていないため改めて整理する必要があります。

たとえば、①の主体的に学校内で行わなければならない業務とはなんのでしょうか。実際に北海道学校実務要覧を基に現状と併せて考えてみます。

第1巻 第7章～就学 転入学・転退学、第8章～教科書事務、第9章～就学援助、に係わる事務は、直接子どもの教育権を保障する事務といえます。こうした分掌業務は、委任された業務でありながら「領域」実践を進める上での教育情報の分野として積極的に学校事務職員がかかわるべき業務とすべきですが、他方では教務事務としての見方もあり、考え方を整理する必要があります。

第2巻 給与・旅費 については、学校事務職員全員が委任されている分掌業務といえます。

一方、この分野は「教職員事務センター」が組織され、今まで教育局単位で行ってきたものすべて集中処理するしくみになりました。道立高校では、電子届け出システムが稼働しています。給与・旅費に関する事務は、今後も効率化・集中化が進むと思われます。

第3巻 共済組合・互助会、については、近年両組織ともに教職員個人が責任をもって処理する、個人に属する事務とする考え方に移行しつつあります。また、両組織とも財政上の問題から事業が縮小傾向にあります。教職員に制度や制度変更の情報提供をするため、共済組合は「共済だより」や「共済フォーラム」、互助会は「道教互ファミリー」、両組織共同作成による「福祉のしおり」が教職員全員に配布されるなど、分掌業務としての事務量は減少しています。

一方、学校事務職員の分掌業務の大きな課題は、文書量の多さが揚げられます。ここまで文書量の多い職場は珍しく、その情報は多岐にわたり「領域」実践に支障があることは事実です。また、文書の種類は、学校規模に関係ないため事務職員が一人で担当する場合は、多くの時間を費やしています。98 答申を受け、文部科学省では必要な調査を精査し減らす意向を示していますが一向に改善されず、逆に施策ごとの調査が増える傾向もあります。また、学校には様々な外郭団体等が学校向けの事業を企画し文書が送られてきますが、現実的にはすべてが対応できるわけではありません。全道協議会も関係機関にこの実態を訴え、改善を要求することを期待します。

いずれにしても、分掌業務については、効率化できる部分については効率化を進め「領域」実践に充てる時間を増やしていく必要があります。分掌業務については全道各支部のなかでも分担に差異があると思われるので、全道協議会として、現状を把握し分析する必要があります。

ここで、分掌業務について改めて整理すると、分掌業務については学校事務職員が配置されていない学校でも、担当する誰かが民主的に透明性を確保しつつ、且つ、正確に行わなければならない事務であることです。事務職員の配置されている学校でも、未だに五項目の事務が分掌業務として残っていますし、これらに関する知識・情報を持っていることも事実です。そして、これらの事務を民主的に正確に処理することは重要であり、学校運営組織での信頼感や期待感を得ることはできます。しかし、職場で企画・調整力を発揮して信頼感を得ることは、あくまでも「学校づくり」のための基礎でしかないことなのです。今後、分掌業務の事務量は減っていくことが予想されますが、生み出された時間の使い道が、専ら教員の事務負担軽減のために使われる学校事務職員であってはなりません。

第2節 「領域」について、改めて整理しよう

みなさんは、「領域」実践を難しく考えていませんか。これまで全道事務研等で実践報告がされていますが、「領域」実践はそんなに難しいことではないのです。「そこまでやらなければならないのか、自分にはとってできない」と考えていませんか。

1 学校財政財務

なぜ学校財務ではなく学校財政財務ということにしたのでしょうか。一般的に私たちがイメージする「財政」とは、予算主義に基づき国家または公共団体の収入と支出をする経済活動であり、「財務」とは財政上の事務となります。ですから予算編成権や決裁権が保障されない状況に置かれている学校現場において「学校財政」という文言は厳しい問題を抱えていると言えます。しかし、あえて「学校財政」という言葉を使ったのは、学校内における収入や支出などを、学校が存在するための経済活動とおさえ、その中で、学校の現状把握や学校を取りまく法や制

度の学習、他職種との協力・協働しながら、予算執行のみならず、予算要求・予算編成という「財務」に収まらない活動を目標建てし、それを担うことによって学校の自律性を高めるためです。

それでは、「北海道の学校事務」のリーフレット～資料1参照～に基づいて学校財政財務について説明していきます。このリーフレットは、1年間を見通した「領域」実践を可視化するために作成しました。学校財政財務活動の中で最も重要な部分は、校内予算の編成です。各市町村の予算費目は、必ずしも学校の実態にあったものではないのが通常です。特に消耗品費は各学校の実態にあわせた形での予算編成が必要になります。

校内予算の編成にあたっては、昨年度の反省を基に学校の年間教育活動や重点目標を財政財務面から推進させるため、特に教職員の意見を反映し提案することが必要です。その後、定期的に執行状況報告を行い、執行状況によっては再配分の提案も必要です。会計年度終了後には必ず決算書を作成し反省も含めて報告しなければなりません。各行事の予算や、各種補助金についても同様な実践が必要です。最近では校内LANで共有フォルダに保存された校内予算経理簿が、いつでも閲覧できるような学校も増えてきています。

予算要求資料作成に向けては、教職員の要望だけではなく、子どもからの要望、保護者からの要望、地域からの要望と、声を上げる対象者の範囲を拡大させて行くことも可能です。また、保護者負担の調査は必ず実施し、その実態を把握してください（石狩市学校間連携HP及び北見市学校間連携HPを参照）。特に小学校においては、各学年で対応するため事務職員が把握するのが難しいこともあります。しかし、保護者負担の実態調査は、予算要望や校内予算編成に関わる重要な「領域」実践の資料になりますので、取り組む必要があります。

各市町村の中には、学校からの予算要求がない市町村もあることは認識していますが、そうした地域でも予算要求資料を作成し、その資料を学校間連携会議等で交流するなどして、予算にかかわる問題の解決方法を論議することができます。また、校長個人に託す方法もありますので、予算要求の仕組みがない場合でも予算要求資料は作成してください。

このような「領域」実践は、調査・実態把握→企画→運用・展開→反省→改善の流れが重要であり、このサイクル化が次年度以降の実践に繋がっていきます。

参考資料1は、A中学校の職員会議の提案文書です。最初に、配当予算・学校徴収金・補助金の現状と課題を分析した上で、昨年度の執行報告を改めて提示しています。本年度の財政計画を提案では、配当予算の概要と執行方針を示し予算編成時に行った要望調査も加味した上で、学校徴収金と補助金も含め執行計画を提示しています。この「領域」実践は、学校財政財務の基礎となる部分で、ここから予算執行状況報告・予算要求・決算報告・反省へとつながる重要な実践です。各行事や補助金等も同様の「領域」実践をしてください。

参考資料2は、D小学校の予算要求資料作成に向けての「領域」実践がまとめられています。参考資料2-①～⑩は実際に教育委員会へ提出されたものです。資料作成のために、教職員への要望調査と対応(参考資料2-⑬)の他に、児童会へ向けてのアンケート依頼(参考資料2-⑪)を行い、集約後に回答(参考資料2-⑫)した上で上記の資料(参考資料2-⑬)に反映させています。参考資料2-⑭は、資料提出後に行われたヒアリングと現地調査の結果報告です。なおこの学校の子どもアンケートは、この参考資料においては児童全員を対象にした方法ではありません(児童会対象学年のみ)が、中学校においても同様に生徒会と連携することが十分可能となる実践といえます。

2 教育情報

「領域」実践のなかで、教育情報については、理解しにくく多くの誤解を生んできました。誤解の一つに「学校財政財務」と「教育情報」が別個の実践であると考えたことと、そして

う一つは、あたかも文書管理をすることが「教育情報」の中心と考えたことでした。ここでも、「北海道の学校事務のリーフレット」～資料1参照～に基づいて説明していきます。

教育情報の「領域」実践は多岐にわたりますが、基本は教育情報の収集と活用といえます。収集については、行政からの文書だけでなく校外で生まれるものも含めて全てを対象にしています。伝達と活用にも必要に応じ、地域・保護者を含む広範なものとなります。その一方、個人情報保護の観点や子どもの人権・意見表明権も含めた配慮をしてきました。それでは、教育情報の「領域」実践を3つの視点で整理していきます。

1点目は、学校財政財務と密接にからんだ、教育情報の「領域」実践です。予算要求書資料作成のための子どもアンケートや保護者アンケートの実践は、すでに多くの学校で取り組み、その成果が報告されてきました。参考資料4は、入学説明会における保護者負担を説明する資料です。A中学校では、入学説明会で学校事務職員が資料を作成し説明をしています。入学説明会は、どこの小中学校でも行われている行事です。保護者や地域との連携を深めるためにも、保護者負担の実際や学校財政財務に関する資料を提供し説明する機会を得てください。このような教育情報の「領域」実践は、財政財務活動の「領域」実践を進める上で、一体となって進められていきます。

2点目は、事務だよりの実践です。参考資料3-②は、保護者向けの事務だよりのすが年度に購入した備品の紹介や学校での保護者負担軽減の取り組みを記載しています。B小学校では、予算要求書資料の作成時に子どもや保護者からの要望も調査していますので、要望調査結果の説明責任の意味合いも持ち合わせている事務だよりの実践といえます。

参考資料3-③は、C町の学校事務サークルが発行した保護者向けの事務だよりの実践です。中学校の購入備品の紹介、小学校でのPTA環境整備作業の様子が紹介されています。裏面では、両校の学校配当予算と補助事業を説明する中で、町の教育費の内容や事業内容も紹介しています。また、保護者負担の現状と軽減の取り組みを紹介しています。このような保護者向け事務だよりの実践は、学校間連携会議等で実践されてきていますが、このようにサークル通信といった形式での発行も可能です。いずれにしても、この「領域」実践は学校事務職員の職務内容を保護者や地域にアピールするために有効な手段です。

3点目は、教育情報の収集と活用です。教育情報の収集と活用は、教育情報の「領域」実践の中で「学校づくり」と密接に関係していく、一番重要な実践になります。学校課題に対して、事務職員が情報を収集し、解決のための方策を発信していく、この取り組みを事務職員個人としての取り組みではなく、教職員集団、そして、課題によっては保護者・地域を巻き込んでいく実践が望まれます。参考資料3-①は、教職員向けの事務だよりのすが、蛍光灯用照明板を取り付けたことの連絡を、教育情報の収集・活用の過程が理解できる内容になっています。このように、「学校づくり」と密接に関連した教育情報を駆使した「領域」実践は重要となるので次章でも触れます。

3 「領域」は本当に定着していないのか～「問う」・「繋ぐ」・「創る」の現状

以上、「北海道の学校事務のリーフレット」～資料1参照～に基づいて「領域」実践を説明してきました。このリーフレットの内容と、自分が普段取り組んでいる仕事内容をあらためて比べてみてください。意識していなくても「領域」実践をしていませんか？特に、学校財政財務のかかわる「領域」実践は、会員のほとんどが実践できていると考えます。もちろん、児童生徒数や教職員の人数等で、実践のやり方や内容が違ふのは当然です。一方、教育情報の「領域」実践はどうでしょう。日常を振り返ったとき、自分の仕事内容をこのリーフレットと照らし合わせたとき、当てはまる場所もあることに気づきませんか？ただ、現状を考えると教育情報を駆使しての「領域」実践は、学校づくりと密接に関係する内容について、まだ課題があ

るといえます。

2010(平成22)年答申で示された「問う」・「繋ぐ」・「創る」の観点から整理すると、「問う」・「繋ぐ」については、問題がないといえます。「創る」の観点では、全道的な広がりや会員の財産となるような実践が今後も望まれます。その実践は、大きな実践ではなく小さな実践でかまいません。その積み重ねが財産となり、北海道の学校事務が深化・発展する糧となります。

第3節 「学校づくり」における協力協働の在り方や学校事務職員の役割について

1 「学校づくり」の考え方

ここで「学校づくり」の考え方を改めて整理すると、「学校とは『子どもの生活の場』であり、より充実したものとするためには、教職員・子ども・保護者・地域が協力協働していくこと必要であり。事務職員は「領域」実践を推し進めることによって貢献することである」といえます。

これまで、全道協議会は教育そのものを常に捉えなおし、学校事務職員の職務確立のために様々な提起をおこなってきましたが、原点は学校にいて、「領域」実践で「学校づくり」に貢献することを基本にしてきました。

「学校づくり」は、すべての教職員が対等、平等の立場で「子どもの生活の場」である学校をどうすればもっと良くすることができるのかを、協力・協働しながら進める取り組みです。その中で、事務職員は、「学校づくり」に「領域」実践で学校課題解決を図るために企画調整力を発揮することが求められています。特に、「領域」実践が始まった当時と時代背景が違う今では、むしろ「領域」実践を進める上で、事務職員だけでは気がつきにくいことも、子どもアンケートや、保護者、地域との双方向性を持つことによって、よりよい実践を進めることが可能になってきました

2 「学校づくり」における学校事務職員の役割

「学校づくり」における学校事務職員の役割を考えると、学校財政財務と教育情報の「領域」実践であると考えべきです。既に「学校財政財務」は、学校事務職員の仕事として、職場内や保護者には認知されていると考えます。これからの学校事務職員の役割は、「教育情報」の「領域」実践を積み上げることです。

参考資料3-①は、教職員向けの事務だよりです。内容は蛍光灯用照明板を取り付けたことの連絡ですが、「学校づくり」の実践の参考になります。教室の明るさが足りないのではという教職員の声を学校事務職員が受け止め(教育情報の収集)、課題改善の方策を考えたり教育委員会と相談するなど、教職員と一緒に課題解決のための仕事をしていく姿を読み取ることができます。

参考資料2-⑪と2-⑫は、予算要求時に児童会へ依頼したアンケートの取り組みとアンケートの回答です。この実践は、児童会担当の教職員との協力なしには実現できません。回答についても職員会議で検討するなど教職員全員で対応しています。また、児童の声を予算要求資料に反映させています。こうした「領域」実践は、「学校づくり」に直結する実践といえます。

このように、「領域」実践を進めるためには、学校の中での日常を捉えなおすことが必要です。捉えなおしたときに見つかる学校課題が必ずあるはずで、この課題を解決するために、必要な教育情報を収集し活用させることが学校事務職員の役割といえます。学校課題解決のために、職員会議等で全体に提案し実践を進めることの積み重ねが大切です。目に見える実践が「学校づくり」における学校事務職員の最大の役割となります。そして、「領域」実践を積み重

ねることによって、職場での学校事務職員の職務が認知され、逆に教職員から「学校づくり」の相談をされる立場になっていくのではないのでしょうか。だからこそ分掌業務については可能な限り効率化を進め、「領域」実践に取り組む時間を増やすことによって、教職員、子ども、保護者、地域も含めた双方向の「学校づくり」を進めていくことが求められています。ICTを利用した情報発信等の実践は、「領域」実践を基本にして、若い世代に積極的に取り組んでもらいたいと思います。

これからの全道協議会には、属人的といわれる「領域」実践ではなく、学校事務職員の誰もが取り組むことができる「領域」実践を進めるため、ホームページに「領域」実践にかかる職員会議での提案文書など、データを蓄積し公開することが望まれます。

3 「学校づくり」のために、「二本立ての事務運営計画」を作成しよう

みなさんは、学校で一緒に仕事をしている他職種の仕事が見えていますか。どんなことをしているのかなんとなくは…と思ったことはありませんか。他職種から見たら、同じことが学校事務職員にもいえるのではないのでしょうか。

全道協議会でも、「二本立ての事務運営計画」作成を早くから提起し、これに呼応して全道的に定着がされてきていますが、単に作成して終わるだけの実態もあるのではないのでしょうか。「二本立ての事務運営計画」も、サイクル化を通して毎年反省を加えながら、年度の課題を見据えつつ解決策を提案していく必要があります。「学校づくり」の根本は、「二本立ての事務運営計画」にあるので、きちんと職員会議で時間を確保し提案することが重要です。「二本立ての事務運営計画」の作成例～資料3を参照～を提示しますので参考にして下さい。

第3章 北海道における学校事務の今日的課題

本答申では「領域」の根本にあるのは「捉えなおし」としてしています。その時代背景にある社会・教育の課題を常に問いなおすことが「領域」実践の基本ですから、北海道における学校事務の今日的課題についても、簡単に整理しておきます。

第1節 「領域」実践と学校組織マネジメント、「新たなミッション」との関連性を考える

1 学校組織マネジメント

学校組織マネジメントは、98 答申を基に「管理職のリーダーシップによる学校組織の活性化」の観点から推進されてきました。2011(平成 23)年には文部科学省の主催で「学校組織マネジメント指導者養成研修(小中事務)」が開催されました。北海道でも、各支部の教育局主催の事務職員研修会で「学校組織マネジメントにおける事務職員の役割について」資料提供し説明をするようになりました。

組織マネジメントは「個人が単独でできない結果を達成するために、他人の活動を調整する一人ないしそれ以上の人々の活動であり、学校における組織マネジメントでは、児童生徒の成長・発達のため、学校内外の関与者の期待とつながった学校教育目標の達成」と定義されています。

その中で、学校事務職員は、①効果的・効率的な事務処理、学校経営の中核へ、②裁量予算等校長権限拡大への対応、③地域連携を推進する渉外調整機能、④情報の公開と学校評価・自己点検の対応が求められています。さらに学校組織のマネジメントの重要な担い手であり推進

者として、①教員とは異なった行政職員としての視点から校長を補佐する、②学校内外の連絡調整・渉外の役割を果たす、③情報マネジメントの専門能力を生かす、④ファシリテーターとして学校組織活動を促進させることを学校事務職員に求めています。

全国的には学校組織マネジメントに関する学校事務職員の実践はまだ研究段階ですが、求められている役割は、北海道が推進してきた「領域」実践と「学校づくり」で充分可能な内容といえます。ただし、学校事務職員に求める学校組織マネジメントの役割の本質は、98 答申の流れを汲むものであることを理解することが重要です。

学校組織マネジメントの内容の一部を捉えると、既に北海道の学校事務職員は「学校づくり」の観点で実践してきました。採用されたときから「領域」実践を行い、定型職員(当面定型的業務を確実に処理することに責任を負う職員)以上の仕事を行っているのです。全道協議会の会員として、自信を持ってさらなる「領域」実践を推進して下さい。

2 「新たなミッションを担う事務職員」

「新たなミッションを担う事務職員(教員が子ども向き合う時間の大幅な増加や、学校間連携、地域・保護者との連携の充実に資する業務を担うために配置された事務職員)」のこと

「新たなミッションを担う事務職員の配置」で示された「業務内容一覧」～資料2参照～では、教員が行っている事務で、児童生徒に対する指導との関連が比較的薄い事務を学校事務職員に担わせようとする計画です。言い換えれば、分掌業務の再配分といえます。

加配事務職員が原則として取り組むべき項目は、資料2の●の項目に記載された7項目が指定されていますが、その内「各種徴収金業務」が児童生徒に対する指導との関連が比較的薄い事務と位置づけられています。また、この7項目以外に、20項目以上、担当するように計画することが求められており、年度途中には「教員の負担軽減」の観点から中間報告を求められています。

「新たなミッションを担う事務職員」の配置目的を、私たちが取り組んでいる「学校間連携」や「領域」実践と照らし合わせて考えて行く必要があります。第2章で示したとおり、分掌業務については、効率化できるものは進めていき、その結果、生み出された時間を教員の負担軽減のために事務を受け持つことではなく「領域」実践に充てることが重要なことです。

第2節 コミュニティ・スクール(学校運営協議会)と「領域」実践との関連性を考える

コミュニティ・スクール(学校運営協議会)は、2004(平成16)年6月に改正公布された、地域教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法)第47条5で「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる」と規定されています。

北海道教育推進計画(第4次北海道教育長期総合計画)では、2017(平成29)年には全道の小中学校の10%の学校でコミュニティ・スクールを導入する目標指標を設定しています。コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することを通じて、地域に開かれた信頼される学校づくりを進める制度です。

コミュニティ・スクールには、①教育課程の編制やその他の次項について承認する、②学校の運営に関する事項について、教育委員会や校長に対して意見を述べるができる、③職員の採用等について、教育委員会に意見を述べるができる など大きな権限が付与されています。

コミュニティ・スクールが導入された場合、学校事務職員は学校財政財務の取り組みや教育

情報の提供・収集など、地域と連携しながら容易に「領域」実践を進めることができる可能性もあります。しかし、教職員の人事に関する権限を持つことに対する不安や本当に予算措置が保障されるか不透明な問題も抱えているため、今後の動向に注視する必要があります。

おわりに

全道協議会は発足以来、学校事務職員を取り巻く課題について、解決の方策を求めて活動してきました。それは、待遇面のみならず、「学校」という職場で学校事務職員が他の教職員とともに活動し、学校に必要な職種であること求めることでした。

98 答申以降の課題は、待遇面で給与格差が広がってしまったことや職務内容が「教員の負担軽減」をするための学校事務職員になってしまう可能性があることです。この課題に対応するためには、会員みなさんが「領域」実践を本務として認識し実践すること、そして「二本立ての学校事務運営計画」で学校事務職員の職務内容をきちんと提示することが重要です。

今回の答申にあたり、職務検討委員会では、参考として下記の①～⑩について再確認し答申の参考にしました。会員の皆さんにも時間が許す限り、再度ご確認していただき、本答申案と併せて今後の北海道の学校事務の方向性を考えていただければ幸いです。

わたしたち学校事務職員は、「子どもの生活の場」として位置づけた「学校」で仕事をしながら、子どもたちに学び、他の教職員や保護者・地域の人たちとかかわりながら、子どもとともに成長していきます。そのために、与えられた役目だけではなく、「学校財政財務」と「教育情報」という仕事の「領域」を設定し、子どもの学びをささえていく仕事をしています。

- ① 第 25 回全道事務研究大会千歳大会～1975(昭和 50)年 7 月
講演「教育としての学校事務を問い返す」 東京大学教授 持田 栄一 氏
北海道公立小中学校学校事務職員協議会 HP 参照
- ② 北海道の学校事務～2006(平成 18)年 6 月 職務検討委員会・組織対策委員会答申
北海道公立小中学校学校事務職員協議会 HP 参照
- ③ 北海道の学校事務第 2 集～2008(平成 20)年 6 月 職務検討委員会答申
北海道公立小中学校学校事務職員協議会 HP 参照
- ④ 第 58 回全道事務研究大会宗谷大会～2008(平成 20)年 9 月
講演「子どもの共育ちの根が枯れていく」 旭川大学学長 山内 亮史 氏
機関誌「北響」136 号参照
- ⑤ 「領域の深化・発展」の検証と総括ならびに学校事務職員の展望について
～2010(平成 22)年 6 月 職務検討委員会答申 機関誌「北響」137 号参照
- ⑥ 第 60 回大会記念誌北響(協議会誌第 6 集) ～2010(平成 22)年 8 月
第 5 編 「領域」の深化・発展の検証と総括 資料編Ⅱ 海峡を渡る「領域」
- ⑦ 第 60 回全道事務研究大会十勝大会～2010(平成 22)年 9 月 全体会シンポジウム

- ⑧ 第61回全道事務研究大会渡島大会～2011(平成23)年9月
講演「学びの環境デザイナーとしての学校事務職員」
国立教育政策研究所 藤原 文雄 氏
THE対談 北海道の学校事務 現在・過去・未来
国立教育政策研究所 藤原 文雄 氏
兵庫県立大学環境人間学部教授 尾崎 公子 氏
機関誌「北響」140号参照
- ⑨ 第62回全道事務研究大会空知大会～2012(平成24)年9月 リレー講演
機関誌「北響」142号参照
- ⑩ 北海道学校実務要覧 第1巻 第1編 総説